

夜間対応型訪問介護

1 定義 及び 基本方針

【定義】<法8条16項>

「夜間対応型訪問介護」とは、居宅要介護者について、夜間において、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、その者の居宅において介護福祉士その他第2項の政令で定める者（注1）により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるもの（注2）（定期巡回・随時対応型訪問介護看護に該当するものを除く。）をいう

（注1）介護職員初任者研修課程を修了した者（介護保険法施行令第3条1項、介護保険施行規則第22条の23及び条例第47条第1項第1号）

（注2）入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の居宅要介護者に必要な日常生活上の世話（介護保険法施行規則第17条の2の4）

【基本方針】<条例第46条>

指定地域密着型サービスに該当する夜間対応型訪問介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、**夜間において、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応その他の夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助**を行うものでなければならない

・対象者は一人暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯や中重度の者が中心になると考えられますが、これらの者に限定されるものではありません。

2 夜間対応型訪問介護の内容〈条例第47条〉

ア 指定夜間対応型訪問介護においては、定期的に利用者の居宅を巡回して行う定期巡回サービス、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者からの通報を受け、通報内容を基に訪問介護員等の訪問の可否等を判断するオペレーションセンターサービス及びオペレーションセンター従業者等からの随時の連絡に対応して行う随時訪問サービスを提供するものとする

- ・指定夜間対応型訪問介護は、定期巡回サービス、オペレーションセンターサービス及び随時訪問サービスを一括して提供しなければならないものですが、利用者はケアコール端末を有していることが条件となります。したがって、ケアコール端末を持たず、定期巡回サービスのみを利用の場合、通常の指定訪問介護を利用していることになります。
- ・指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯は、各事業所において設定することになりますが、夜間におけるサービス提供という性格を踏まえ、22時から6時までの間は最低限含むものとします。なお、8時から18時までの間の時間帯を含むことは認められないものであり、この間の時間帯については、指定訪問介護を利用することとなります。
- ・定期巡回サービスの提供回数については、特に要件は設けておらず、事業者と利用者との間で取り決められるものです。
- ・指定夜間対応型訪問介護事業所が指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定を併せて受けることは差し支えありません。

イ オペレーションセンターは、通常の事業の実施地域内に1か所以上設置しなければならない。ただし、定期巡回サービスを行う訪問介護員等が利用者から通報を受けることにより適切にオペレーションセンターサービスを実施することが可能であると認められる場合は、オペレーションセンターを設置しないことができる

- ・オペレーションセンターとヘルパーステーションは同一の場所が望ましいですが、オペレーションセンターとヘルパーステーションの連携が確保され、業務に支障がない場合は、事業の実施地域内なら別々の場所としても差し支えありません。また、隣接する複数の市町村で1つの事業所がそれぞれの市町村から指定を受ける場合、オペレーションセンターは所在地の市町村に、ヘルパーステーションは他の市町村に設置されることが考えられますが、こうした形態で事業を実施することは差し支えありません。
- ・オペレーションセンターを設置しないことができる場合とは、具体的には、利用者の人数が少なく、かつ、指定夜間対応型訪問介護事業所と利用者間に密接な関係が築かれていることにより、定期巡回サービスを行う訪問介護員等が利用者から通報を受けた場合であっても、十分な対応を行うことが可能であることを想定しています。

※本市で事業の実施を検討されている事業所におかれましては、一定数の利用が見込まれるため各事業所に1か所以上のオペレーションセンターを設置してください。

3 人員基準

<p>管理者 〈条例第49条〉</p>	<p>ア 指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに配置すること</p> <p>イ 専ら夜間対応型訪問介護の職務に従事する者であること</p> <p>ウ 常勤であること</p> <p>管理上支障がない場合には、他の職務又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事することができる</p>
-------------------------	--

	<p>・指定夜間対応型訪問介護事業所のオペレーションセンター従業者又は訪問介護員等としての職務に従事する場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができず。</p> <p>・日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合で、指定訪問介護事業所の指定を併せて受けて、一体的に運営する場合は、指定訪問介護事業所の職務をかねることができ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるとしています</p> <p>① 当該指定夜間対応型訪問介護事業者が指定訪問介護事業者、指定訪問看護事業者又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、同一の事業所においてそれぞれの事業が一体的に運営されている場合</p> <p>② 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問いませんが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられます。ただし、施設等における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合もあります。）</p> <p>・管理者は、オペレーションセンター従業者又は訪問介護員等である必要はありません。</p>
<p>オペレーションセンター従業者 <条例第48条></p>	<p>1 オペレーター <利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者></p> <p>ア 提供時間帯を通じて専従で1以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として1以上確保されるために必要と認められる数以上</p> <p>イ 看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員であること。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、1年以上（介護職員初任者研修課程修了者及び日訪問介護職員養成研修2級修了者のサービス提供責任者は3年以上）サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができる</p> <p>ウ 利用者の処遇に支障がない場合は、オペレーターは、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事する事ができる</p> <p>・オペレーターが定期巡回サービスに従事している等、利用者の居宅において日常生活上の世話をしているときであっても、当該オペレーターが利用者からの通報を受け付けることのできる体制を確保している場合は、当該時間帯におけるオペレーターの配置時間も同時に満たします。</p> <p>2 面接相談員 <利用者の面接その他の業務を行う従業者></p> <p>ア 1以上確保されるために必要と認められる数以上</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・日中の面接等を通じて利用者の状況を把握するために配置するものであるため、オペレーターと同様の資格又はこれらと同等の知識経験を有する者を配置するように努める必要があります。 ・適切な面接を行うことができる配置であれば、夜間勤務のオペレーターや訪問介護員等が従事することで差し支えありません。
<p>訪問介護員等 <条例第48条></p>	<p>1 定期巡回サービスを行う訪問介護員等</p> <p>交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上</p> <p>2 随時訪問サービスを行う訪問介護員等</p> <p>ア 提供時間帯を通じて専ら随時訪問サービスの提供にあたる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上</p> <p>イ 利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある訪問介護事業所若しくは定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる</p> <p>3 共通事項</p> <p>ア 訪問介護員の資格について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士、初任者研修修了者、実務者研修修了者又は介護員養成研修修了者とされています。 ・基本的には看護師が行うことはできませんが、各都道府県の判断により、看護師の資格を有していることをもって訪問介護員として認める取扱いとしても差し支えないとされており、神奈川県では訪問介護員1級に相当する扱いとされています。 ・看護師の資格を有する者を訪問介護員として雇用する場合は、訪問介護員として雇用されるのであって、保健師助産師看護師法に規定されている診療の補助及び療養上の世話の業務を行うものではありません。 <p>イ オペレーションセンターを設置しない場合</p> <p>オペレーションセンター従業者が行うことになっているオペレーションセンターサービス及び夜間対応型訪問介護計画の作成業務については、訪問介護員等が行うことで足りる。</p>

4 設備基準

<p>設備及び備品 <条例第50条></p>	<p>事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、サービスの提供に必要な設備及び備品を備えなければならない。</p> <p>※以下、地域密着型サービス事業における設備等のガイドラインから抜粋。詳細はガイドラインを御確認ください。</p> <p>【事業所の定義】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所とは、各サービスを行う本拠であり、各サービスを提供するための専用の設備及び備品を備え
----------------------------------	--

た場所をいい、専用の設備及び備品は同一建物内に配置するものとします。

【同一建物の定義】

・集合住宅の場合

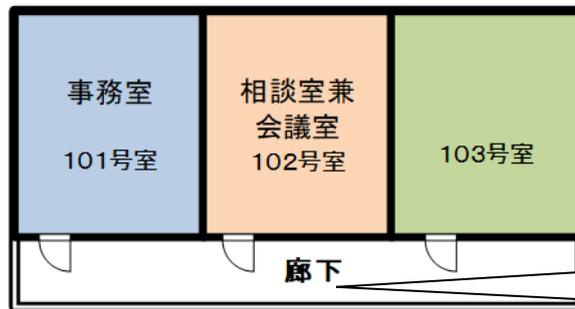
区分所有する1戸を単位とし、設備等が申請法人で専有できることが必要です。

・テナントビルの場合

契約している物理的に連続しているスペースとし、設備等が申請法人で専有できることが必要です。

※集合住宅、テナントビルにおいて、共用部分を通っていく2区画では事業はできません。（廊下、エレベーター等の共用部分は申請法人で専有できないため不可）

例 2区画を借り受け、または、所有して設備を配置することは一体的とはいえません。各区画内で事業に必要な設備を配置してください。



いったん共用廊下に出るので同一建物とは認められない。

【必要な設備及び備品】

※次のア、イ及びエは全て同一区画内に配置する必要があります。ウについて、テナントビルのように共用の場合は、従業者、利用者及び家族（相談来所時等）の利用に支障がないと認められる場合は、共用でも構いません。

ア 事務室

・事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいですが、間仕切りする等他の事業と同一の事務室であっても差し支えありません。この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは夜間対応型訪問介護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足ります。

・他のサービスと共用することも可能ですが、机、椅子、P C、鍵付き書庫等についてどのサービスで利用するのか明確に特定してください。（平面図に明記する）

〈事務室内に配置が必要な備品〉

・机、椅子

・鍵付き書庫（サービスごとに鍵のかかるキャビネットに分ける）

・P C

・オペレーションシステム※

・ケアコール端末※

・手指消毒設備

・電話、FAX、コピー機等 その他サービスに必要な備品

※ オペレーションシステムは、「①利用者からの通報を受けるための機器等」「②利用者の心身の状況等の情報を蓄積する機器等」「③利用者に配布するケアコール端末等」を活用し、主に随時対応サービスの提供に必要な設備です。

なお、指定夜間対応型訪問介護事業者の指定を併せて受け、同一の事業所においてこれらの事業が一体的に運営されている場合は、随時対応サービスの提供に必要な設備を双方の事業で共用することができます。

① 利用者からの通報を受けるための機器等

利用者からのコールを受けて、オペレーターが対応するための機器です。必ずしも事業所に固定されている必要はなく、地域を巡回するオペレーターが携帯することもでき、携帯電話等であっても差し支えありません。

ただし、利用者からの通報を受けた際に、瞬時に利用者の心身の状況等の情報が把握できる必要があります。

② 利用者の心身の状況等の情報を蓄積する機器等

オペレーターが利用者からの通報を受けた際に、瞬時に利用者の心身の状況等の情報が確認できるよう、情報を蓄積しておくための機器です。事業所・事業者内のネットワークや情報セキュリティに十分に配慮した上で、インターネットを利用したクラウドコンピューティング等の技術を活用し、オペレーターが所有する端末から常時利用者の情報にアクセスできる体制が確保されていれば、必ずしも事業所において機器等を保有する必要はありません。

また、常時利用者の情報にアクセスできる体制とは、こうした情報通信技術の活用のみに限らず、例えば、オペレーターが所有する紙媒体での利用者のケース記録等が日々の申し送り等により随時更新され当該事業所において一元的に管理されていること等も含まれます。

③ 利用者に配布するケアコール端末等

ケアコール端末は、利用者が援助を必要とする状態となったときにボタンをおすなどにより、簡単にオペレーターに通報できる端末です。

オペレーターに対する発信機能のみならず、オペレーターからの通報を受信する機能を有するもの、テレビ電話等の利用者とオペレーターが画面上でお互いの状況を確認し合いながら対話できるもの、部屋のどこにいても通報できるペンダントタイプのもの等を活用し、利用者の在宅生活の安心感の向上に資するよう工夫してください。

利用者の心身の状況によって、一般の家庭用電話や携帯電話でも随時の通報を適切に行うことが可能と認められる場合は、利用者に対しケアコール端末や携帯電話等を配布せず、利用者所有の家庭用電話や携帯電話により随時の通報を行わせることも差し支えありませんが、全ての利用者に対して一律に配布しないということではなく、適切なアセスメントのもと必要な方には簡単にオペレーターに通報できる端末を配布するなど利用者が安心して在宅生活が送れる

	<p>ように配慮してください。</p> <p>なお、利用者に配布するケアコール端末等の機器代については利用者に負担を求めることはできませんが、利用者宅から事業所に通報する際の通信料（電話代等）は利用者負担になります。</p> <p>イ 相談室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用申し込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保してください。 ・車いすをご利用の相談者や足腰の弱い相談者が来所されることも想定されるため、1階に設置することが望ましいですが、やむを得ず2階、3階に設置する場合は、利用者及び家族の安全を考慮した対応策を講じてください。（エレベーターで移動できる場合を除く） ・相談者のプライバシーの確保の観点から、原則個室とします。プライバシーの確保、話声、その他雑音等が聞こえない、相談することにふさわしい環境が整えられる場合にはパーティション等で囲い、事務室等の中に設置することも可能です。 ・窓際に設置する場合には、外部から中の様子が見えないようカーテン等を取り付けてください。 <p>ウ 洗面台、トイレ</p>
--	--

5 運営基準（主なもの）

<p>心身の状況等の把握 < 条例第15条 (条例第60条による準用)></p>	<p>事業者は、指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、オペレーションセンター従業員による利用者の面接のほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない</p>
<p>指定居宅介護支援事業者等との連携 < 条例第16条 (条例第60条による準用)></p>	<p>ア 事業者は、指定夜間対応型訪問介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">指定夜間対応型訪問介護は、医療が必要とされる場合があることから、医療が円滑に提供できるように保健医療サービス等を提供する者との連携の確保につとめなければならないことを規定したものです。</p> <p>イ 事業者は、指定夜間対応型訪問介護を提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない</p>
<p>利用料等の受領 < 条例第22条 (条例第60条による準用)></p>	<p>ア 事業者は、利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定夜間対応型訪問介護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる</p> <p>イ 上記の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、<u>利用者の同意を文書により得なければならない</u></p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">利用者へ配布するケアコール端末に係る設置料、リース料、保守料等の費用の徴収は、認められませんが、利用者宅から事業所への通報に係る通信料（電話料金）については、利用者が負担すべきも</p>

	<p>のです。</p>
<p>家族へのサービス提供の禁止 < 条例第28条 (条例第60条による準用)></p>	<p>事業者は、訪問介護員等に、<u>その家族である利用者</u>に対する指定夜間対応型訪問介護の提供をさせてはならない。</p> <p>※本市独自基準 基準省令では同居家族に対するサービス提供を禁止しているところですが、条例では同居しない家族に対するサービス提供も禁止しました。家族の具体的な範囲については二親等以内とし、血族か姻族かの区別は問いません。</p>
<p>基本取扱方針 < 条例第51条 ></p>	<p>ア 定期巡回サービスについては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われるとともに、オペレーションセンターサービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応して行われるものとし、利用者が夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるものでなければならない</p> <p>イ 事業者は、自らその提供する指定夜間対応型訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない</p> <p>・指定夜間対応型訪問介護の提供については、目標達成の度合い及びその効果等や、利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うとともに、夜間対応型訪問介護計画の修正を行うなど、その改善を図らなければなりません。</p>
<p>具体的取扱方針 < 条例第52条 ></p>	<p>ア 定期巡回サービスの提供に当たっては、夜間対応型訪問介護計画に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助を行うものとする</p> <p>イ 随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーションセンター従業者は、利用者の面接及び1月ないし3月に1回程度の利用者の居宅への訪問を行い、随時利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うものとする</p> <p>・随時訪問サービスを適切に提供するため、利用者宅への定期的な訪問等により、利用者の心身の状況等の把握に努めるとともに、利用者とのコミュニケーションを図り、利用者が通報を行いやすい環境づくりに努めます。</p> <p>ウ 随時訪問サービスの提供に当たっては、夜間対応型訪問介護計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行うものとする</p> <p>エ サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、その提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする</p> <p>オ 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする</p> <p>・指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応した適切なサービスが提供できるよう、常に新しい技術を習得する等、研修を行ってください。</p> <p>カ 介護従業者は、利用者からの連絡内容や利用者の心身の状況を勘案し、必要があると認めるときは、利用者が利用する指定訪問看護ステーションへの連絡を行う等の適切な措置を講ずるものとする</p> <p>・利用者からの連絡内容や心身の状況によっては、指定夜間対応型訪問介護ではなく、医療面からの対応が必要とされる場合があることから、常に指定訪問看護ステーション等の保健医療サービスを</p>

	<p>提供する者と連携を確保します。</p> <p>キ 利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理の方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付するものとする</p> <p>・利用者から合鍵を預かる場合には、従業者であっても容易に持ち出すことができないよう厳重な管理を行い、利用者に安心感を与えます。</p>
<p>夜間対応型訪問介護計画の作成 < 条例第53条 ></p>	<p>ア オペレーションセンター従業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、その目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した夜間対応型訪問介護計画を作成しなければならない</p> <p>・夜間対応型訪問介護計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、解決すべき問題状況を明らかにし、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの援助の方向性や目標を明確にし、担当する訪問介護員等の氏名、サービスの具体的な内容、所要時間、日程等を明らかにします。 なお、夜間対応型訪問介護計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えありません。</p> <p>イ 既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿って作成しなければならない</p> <p>・夜間対応型訪問介護計画は、居宅サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものです。なお、夜間対応型訪問介護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該夜間対応型訪問介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとします。</p> <p>ウ オペレーションセンター従業者は、夜間対応型訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を文書により得なければならない</p> <p>・夜間対応型訪問介護計画は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成されなければならないものであり、その内容について説明を行った上で利用者の同意を得ることを義務付けることにより、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障しようとするものです。したがって、オペレーションセンター従業者は、夜間対応型訪問介護計画の目標や内容等については、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとします。</p> <p>エ オペレーションセンター従業者は、夜間対応型訪問介護計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付しなければならない</p> <p>・夜間対応型訪問介護計画を作成した際には、遅滞なく利用者に交付しなければならないこととしたものである。なお、夜間対応型訪問介護計画は、条例第59条第2項（基準第17条第2項）の規定に基づき、2年間保存しなければなりません。</p> <p>オ オペレーションセンター従業者は、夜間対応型訪問介護計画の作成後、当該計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行うものとする。</p> <p>・オペレーションセンター従業者は、訪問介護員等の行うサービスが夜間対応型訪問介護計画に沿って実施されているかについて把握し、助言、指導等必要な管理を行わなければなりません。</p> <p>※本市独自基準 基準省令ではサービス計画について利用者又はその家族の同意を得ることとなっていますが、条例は文</p>

	<p>書により同意を得ることとします。口頭での同意のみならず文書により記録に残すことで客観的な記録となり、事故防止にもつながり、事業者及び利用者双方の利益につながるためです。</p>
<p>緊急時の対応 < 条例第54条 ></p>	<p>訪問介護員等は、指定夜間対応型訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない</p> <p>運営規程に定められた緊急時における対応方法に基づき、主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じなければなりません。</p>
<p>管理者等の責務 < 条例第55条 ></p>	<p>ア 事業所の管理者は、当該事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行なわなければならない</p> <p>イ 事業所の管理者は、当該事業所の従業者に規定等を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする</p> <p>ウ オペレーションセンター従業者は、事業所に対する指定夜間対応型訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行うものとする</p> <p>指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者とオペレーションセンター従業者の役割分担について規定したものであり、管理者は、従業者及び業務の一元的管理並びに従業者の運営基準を遵守させるための指揮命令を、オペレーションセンター従業者は、オペレーションセンターサービスのほか、指定夜間対応型訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービス内容の管理をおこないます。</p>
<p>運営規程 < 条例第56条 ></p>	<p>事業者は事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 指定夜間対応型訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額 五 通常の事業の実施地域 六 緊急時等における対応方法 七 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法 八 その他運営に関する重要事項

<p>勤務体制の確保等 < 条例第57条 ></p>	<p>ア 事業者は、利用者に対し適切な指定夜間対応型訪問介護を提供できるよう、事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておかなければならない</p> <p>事業所ごとに、月ごとの勤務表を作成し、オペレーションセンター従業員及び訪問介護員等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしてください。</p> <p>イ 事業者は、事業所ごとに当該事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、随時訪問サービスについては、他の指定訪問介護事業所との連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、当該他の指定訪問介護事業所の訪問介護職員等に行わせることができる</p> <p>・事業所の訪問介護員等とは、雇用契約、労働派遣法に規定する労働者派遣契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある訪問介護員等を指すものです。なお、社会福祉士及び介護福祉士の規定に基づき、同法施行規則第1条各号に規定する口腔内の喀痰吸引その他の行為を業として行う訪問介護員等については、労働派遣法に基づく派遣労働者であってはなりません。</p> <p>・随時訪問サービスについては、他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等に行わせることができる場合としては、利用者が昼間に利用している指定訪問介護事業所の訪問介護員等に行わせる場合などが想定されます。この場合、オペレーションセンターサービスを行なっている指定夜間対応型訪問介護事業所が随時訪問サービスの出来高部分も含めて介護報酬を請求し、その介護報酬の中から他の指定訪問介護事業所に随時訪問サービスに係る委託料を支払うこととなります。定期巡回サービスは、他の指定訪問介護事業所に委託することはできません。</p> <p>ウ 前項の規定にかかわらず、指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一敷地内において一体的に運営されている場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市町村長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の従業員に行わせることができる</p> <p>・指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を一体的に行う指定夜間対応型訪問介護事業所については、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の一部が条例第33条第2項（基準第3条の30第2項）の規定に基づき他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所に委託されている場合に限り、市町村長が認める範囲内において、定期巡回サービス、オペレーションセンターサービス及び随時訪問サービスの事業の一部を当該他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所に委託できることとしたものです。なお、この場合の取扱いについては指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様とするので、第三の一の4の(21)の③を参照してください。</p> <p>※第三の一の4の(21)</p> <p>③ 条例第33条第2項但書（基準第3条の30第2項但書）は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の夜間対応型訪問介護従業員によって指定夜間対応型訪問介護を提供するべきですが、地域の実情に応じて、既存の地域資源・地域の人材を活用しながら、指定夜間対応型訪問介護の実施を可能とする観点から、地域の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所に対して、定期巡回サービス、オペレーションセンターサービス及び随時訪問サービスの事業の一部を委託することができることとしたものです。この場合において、「事業の一部」の範囲については市町村長</p>
--------------------------------------	--

	<p>が判断しますが、同一時間帯において、全ての利用者に対する定期巡回サービス、オペレーションセンターサービス及び随時訪問サービスの全てを委託してはならないという趣旨であることに留意してください。したがって、指定夜間対応型訪問介護事業所が定期巡回サービス、オペレーションセンターサービス及び随時訪問サービスのいずれも提供しない時間帯が生じることは認められません。なお、事業の一部委託に当たっては契約に基づくこととし、当該契約において、当該委託業務に要する委託料並びに利用者に関する情報の取扱い方法、委託するサービスの具体的な実施方法、事故発生時等の責任の所在及び緊急時等の対応方法等について定めるとともに、利用者に対して当該契約の内容についての説明を十分に行ってください。</p> <p>エ 事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない</p> <p>事業所の従業者たる訪問介護員等の質の向上を図るため、研修期間が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保します。</p>
<p>衛生管理等 < 条例第34条 ></p>	<p>ア 事業者は、従事者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。</p> <p>イ 事業者は、事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めなければならない。</p>
<p>苦情処理 < 条例第39条 ></p>	<p>ア 事業者は、提供した夜間対応型訪問介護に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない</p> <p>イ 事業者は、苦情の内容等を記録しなければならない</p> <p>ウ 事業者は、提供した夜間対応型訪問介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない</p> <p>エ 事業者は、市町村からの求めがあった場合には、ウの改善の内容を当該市町村に報告しなければならない</p> <p>オ 事業者は、提供した夜間対応型訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない</p>

	<p>カ 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、オの改善の内容を当該国民健康保険団体連合会に報告しなければならない</p>
<p>事故発生時の対応 < 条例第41条 ></p>	<p>ア 事業者は、利用者に対する夜間対応型訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない</p> <p>イ 事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない</p> <p>ウ 事業者は、利用者に対する夜間対応型訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない</p> <p>・指定夜間対応型訪問介護事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいです。</p>
<p>記録の整備 < 条例第59条 ></p>	<p>ア 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、当該記録のうち次に掲げる記録について、その完結の日から5年間保存しなければならない</p> <p>(ア) 勤務の体制に係る記録</p> <p>(イ) 請求に関して国保連合会に提出したものの写し</p> <p>イ 事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、(ア)、(イ)及び(エ)から(キ)までの記録はその完結の日から2年間、(ウ)の記録はその完結の日から5年間保存しなければならない</p> <p>(ア) 夜間対応型訪問介護計画</p> <p>(イ) 提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(ウ) 市町村への通知に係る記録</p> <p>(エ) 苦情の内容等の記録</p> <p>(オ) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>

「法」……………介護保険法

「条例」……………横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例
(平成24年12月28日横浜市条例第77号)